

写

6 杉報審第 1 号
令和 6 年 11 月 22 日

杉並区長
岸本 聡子 様

杉並区特別職報酬等審議会
会長 金子 征治



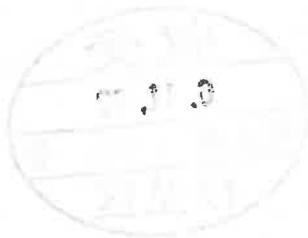
区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、
教育長及び常勤の監査委員の給料の額について（答申）

令和 6 年 10 月 31 日付け 6 杉並第 42910 号により、本審議会に対し諮問を受けた区
議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監
査委員の給料の額について、別紙のとおり答申いたします。



杉並区特別職報酬等審議会委員

会	長	金子 征治
会	長職務代理	高 武 征
委	員	飯島 典子
委	員	岩倉 礼子
委	員	五十嵐 裕美
委	員	牛山 久仁彦
委	員	佐藤 慎祐
委	員	内藤 一夫
委	員	宮崎 静子
委	員	和田 新也



答 申

1 審議の視点等

杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和6年10月31日に、杉並区長から、杉並区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額についての諮問を受けた。

審議会では、各委員が公正中立の立場でそれぞれの知見に基づき、区政を取り巻く社会情勢、区の財政状況及び特別区人事委員会勧告（以下「勧告」という。）の内容並びに他自治体との均衡など広範な観点から慎重な審議を行った。

2 特別職給料等のこれまでの改定経過

特別職の給料月額及び期末手当（以下「給料等」という。）は、平成26年度から平成29年度まではリーマンショックや東日本大震災の影響からの回復傾向にあった景気動向や勧告を勘案した審議会の答申に基づき、引き上げ改定されている。

平成30年度は、行政系人事制度改正の影響等から月例給及び特別給の引き下げを内容とする勧告があったことに対して、特別区長会が勧告実施を見送る異例の判断をしたこと及び景気動向等を総合的に考慮し、特別職の給料等は据え置くことが妥当であるとした審議会の答申どおり据え置きとされた。

令和元年度以降も勧告や景気動向等を踏まえた審議会の答申どおり、令和元年度は給料月額は引き下げ、期末手当は引き上げとされ、令和2年度及び3年度は、ともに給料月額を据え置き、期末手当は引き下げ、令和4年度は、給料月額を据え置き、期末手当は引き上げの改定がなされている。

令和5年度については、給料月額及び期末手当ともに引き上げの答申を行ったものの、答申に基づく報酬等の改正条例は区議会の判断により可決されず、結果として据え置きとなっている。

3 区議会議員報酬等のこれまでの改定経過

区議会議員の報酬月額及び期末手当（以下「報酬等」という。）については、平成26年度に、審議会の答申では、特別職と同様に区議会議員の報酬等を引き上げることが妥当であるとしたが、区議会の判断で据え置きとされた。

平成27年度から令和4年度までは、いずれも審議会の答申どおり、特別職の

給料等と同様の改定がなされており、令和5年度については、前述2の経過により据え置きとなった。

4 政務活動費の現状と区議会の取組

政務活動費の額は、平成7年度に月額16万円となった以降は改定されず、23区平均（16.5万円）を下回る額となっている。

区議会では、政務活動費の一層の透明性・信頼性の確保を図るため、政務活動費と政務活動費以外を区分する場合の支出割合の上限や按分割合の設定、手引書をはじめとした政務活動費に係る情報について、区議会ホームページで公表するなど、これまで様々な取組を進めてきた。

令和4年度以降は、更なる透明性・信頼性の確保に向け、割合が定められていない経費の按分割合の設定や、政務活動費関係書類（出納簿、領収書等）のホームページでの公開に関して検討を進め、令和5年度からは手引書に政務活動費に係る当区における裁判例を掲載することについても検討項目としたことなど、継続的に自主改善の取組を実施していること、並びに、領収書の公開等の継続検討となっている事項の進捗状況についても確認することができた。

また、現下の物価上昇の状況にあっても、区議会において特段の議論がないことも併せて確認した。

5 杉並区の財政状況等

令和5年度末の財政調整基金残高は575億円で、令和4年度とほぼ同規模であり、区債残高は令和元年度をピークに減少していたが、令和5年度に増加に転じている。また、普通会計ベースの区民一人当たりの基金残高は、23区平均と比較すると約10万円程度低く、区債残高（区民一人当たり）については約1万円程度高くなっているが、基金については区として維持すべき額として定めている450億円を上回っていること、区債については、計画的に償還をしていく考え方であることを確認した。

また、実質収支比率については、令和4年度から上昇しており、コロナ禍前の水準からも上昇していることや、職員人件費の減少は令和5年度が定年退職者が発生しない年度であったことから退職手当の支出が抑えられたことが理由であることを確認した。

審議の過程では、複数の審議会委員から、ふるさと納税制度による区民税流失

を懸念する意見が出されたが、景気回復を背景に特別区税収入も堅調に増加していることを確認できたことから、総じて財政の健全性が確保されていると評価できる。

6 本年の勧告の内容

令和6年10月9日に、特別区人事委員会から、一般職の職員給与が民間給与を下回っているため月例給を引き上げ、特別給についても民間における支給状況を勘案し、引き上げる勧告が出された。

区から示された資料で把握できる過去の改定状況からも、本年勧告における月例給の引き上げ率は近年ではかなり高い水準となっている。

【勧告の概要】

- (1) 月例給は、公民較差 11,029 円 (2.89%) を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引き上げ
- (2) 特別給は、民間における支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.2 月引き上げ。

7 結論

区の財政状況については、ふるさと納税制度による特別区税流失の状況、基金については着実に積立は進んでいるものの区民一人当たりの額では 23 区平均との開きがあること、また、物価上昇などの経済動向により楽観視できない状況にはあるものの、概ね健全な財政運営が行われている。

また、現状では、特別職の給料月額是他区との比較においては下位に、特別給の支給月数は上位にあるが、在任期間中の給与総額で比較すると中位にあり、人口や財政等の行政規模を考慮すれば、特段の是正が必要な状況ではないことが確認できた。

議員報酬については、他区との比較においては下位にあるものの、これまでの改定経過を踏まえると特別職と同様に特段の是正が必要な状況ではないことが確認できた。

審議会が答申にあたって重要な判断要素の一つとしてきた勧告については、本年度は、公民較差 11,029 円 (2.89%) を解消するため、初任給及び若年層を重点に置きつつすべての職級で給料月額を引き上げるとともに、特別給は、民間における支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.2 月引き上げする内容であった。

審議の過程では、社会情勢等から鑑みると、これまでのデフレからインフレの

局面に入り、国全体として賃上げを強く推進していく流れが顕著な中、特別職の給料等を増額改定する方向性は区民の理解を得られると考える、また、民間、公務部門ともに人材確保が大変困難な時代となっていることに鑑みると、特別職や議員についても有為な人材確保は必要であり、この観点からも報酬はあげていくべきとの意見もあった。

ただし、一般職に比べて給与水準の高い特別職の給料月額の改定率については、勧告の内容が初任給や若年層に重点を置いた改定になっていることを踏まえて考えるべきとの、ここ数年来審議会で示されていた考え方を踏襲すべきとの意見もあった。

以上のことを総合的に勘案した結果、審議会は、特別職及び議員の給料等については、職級ごとに改定率が異なることを踏まえ、給料月額については一般職の6級(部長級)の改定率と同水準となる0.9%の改定率が妥当であるとの結論に至った。

また、特別給については審議の対象ではないが、給料等の額の決定に密接に関連するものであることから、期末手当は0.2月の引き上げとすることが妥当であるとの結論に至ったことを意見として付すこととする。

なお、改定の実施時期については、本答申があった月からとすることが妥当である。

次に、政務活動費の額については、物価上昇や議員活動の更なる活性化の観点から引き上げという選択肢は否定されないものの、一方で、執行率が平均で7割程度であること、及び他区と比較しても概ね平均的な額であることなどから、据え置くことが妥当であるとする。

審議の中では、議員の活動状況は区民から見えにくいといった意見も出されたところであり、これまでも申し上げているとおり、政務活動費はその原資が区民の税金であるという認識のもと、適正な運用と更なる使途の透明性確保とともに議員活動を区民にわかりやすく説明していく観点からも、政務活動費の制度については、引き続き区議会自らの不断の検証や見直しが行われることを強く望むものである。

8 おわりに

審議会は、杉並区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。

杉並区議会が区民の負託を受けた意思決定機関でありその決定は尊重するも

のであるが、一方で審議会が設置されている制度趣旨を踏まえ、今後とも本審議会は不偏不党の立場で審議・答申をしていく考えであることを申し添える。

答申の結びにあたり、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員並びに区議会議員においては、その担う役割の重要性を改めて認識され、区民の負託に応えるべく、一層の区民福祉の向上及び区政運営の効率化、健全化に努められることを願うものである。